

不正に入手した暗号資産 NEM の秘密鍵で署名した上で NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットワークに送信した行為が刑法 246 条の 2 にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 6 年 7 月 16 日

【事件番号】 令和 4 年（あ）第 1460 号

【事件名】 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

【裁判結果】 上告棄却

【参照法令】 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 2 条 2 項 1 号・（令和 4 年法律 97 号による改正前のもの） 11 条、刑法 246 条の 2

【掲載誌】 裁時 1843 号 25 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573652

金沢大学教授 永井善之

事実の概要

本件は、氏名不詳者により暗号資産取扱事業社 A から流出させられた暗号資産 NEM（以下「流出 NEM」）を、そうと知りつつ取得した被告人 X が犯罪収益等收受の罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」） 11 条）に問われた事案であり、主たる争点は流出 NEM の犯罪収益性、即ちその前提犯罪（法 2 条 2 項 1 号イ）としての、検察官のいう NEM の流出の電子計算機使用詐欺罪（以下「電算機詐欺罪」。刑法 246 条の 2）性である。

NEM の取引は次のような過程による。即ち、取引をなそうとする者がその数量や送受信アドレス等の情報（トランザクション情報）を送信元の NEM アドレスに紐づけられた秘密鍵で署名し暗号化して NEM のネットワークに送信すると、これを、同ネットワークを構成するいずれかの NIS ノード（サーバ）が、送信元の NEM アドレスに紐づけられた公開鍵で復号してトランザクション情報の整合性（署名が秘密鍵によるものか）を機械的に確認、承認し（この際、送信者が真の権限保有者か否かの確認はなされない）、こうして承認されたトランザクションが他のそれらとともに一つのブロックとして生成されてブロックチェーンに組み込まれ、最新のブロックまでの一連のブロックチェーン情報を NEM のネットワーク全体（全 NIS ノード）が共有することで書換えが事実上困難となり、これにより取引が確定する。

氏名不詳者は、NEM に係る、不正に入手した A の秘密鍵を用いて、A の管理する NEM アドレスから氏名不詳者らの管理する NEM アドレスに日本円換算額 547 億 1918 万 7322 円相当の NEM を送信、移転させ（以下「本件移転行為」）、こうして得た流出 NEM をダークウェブ上で格安レートで交換していたところ、X はその情を知りつつ流出 NEM の一部たる日本円換算額 7 億 7342 万 5246 円相当の NEM を取得した。

弁護人は、本件移転行為の電算機詐欺罪性に付き、NEM のブロックチェーンは公開鍵と秘密鍵でトランザクションの正当性を承認、共有するものであり、送信者の権限や属性は事務処理システムの目的の範囲内でないことから、本件移転行為は「虚偽の情報」を与えたことによるものではない旨などを主張したが、第一審の東京地判令 4・3・23（公刊物未登載）は、NEM のネットワークでは秘密鍵をもつ者が真の権限保有者たることの確認を NEM の保有者側に委ねているだけで、これを放棄しているなどとは解されず、その権限の有無の確認はなお NEM のネットワーク（全 NIS ノード）の事務処理の範囲内にあるといえるから、本件移転行為はトランザクションの送信者が真の権限保有者 A であるとの「虚偽の情報」を与えたことによるものといえる旨などを示して、本件移転行為の電算機詐欺罪性を認めた。

第一審におけるとおおむね同趣旨の主張による弁護人の控訴に対して、原判決たる東京高判令 4・10・25（LLI/DBL07720806）は、第一審判決の

判断を是認しつつ、そもそも「虚偽の情報」とは入力処理の原因となる経済的・資金的実体を欠き、又はそれに符合しないような情報をいうが、氏名不詳者は、真実は、Aが管理するNEMアドレスから氏名不詳者が管理するNEMアドレスにNEMを移転するという取引はないのにそれがあったとする情報を送信したのであるから、その情報には経済的・資金的実体が欠けており、正規の秘密鍵保有者による取引に係る事務処理を行うという目的に照らしてそれが「虚偽の情報」に当たることは明らかであるなどとして、控訴を棄却した。そこで弁護人が上告した。

判決の要旨

最高裁第三小法廷は、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして上告を棄却したが、電算機詐欺罪性を争う所論に鑑み次のような職権判断を示した。「NEMのネットワークに参加している者は、自らの管理するNEMアドレスに紐づけられている秘密鍵で署名しなければ、トランザクションがNISノードに承認されることも、ブロックチェーンに組み込まれることもなく、NEMの取引を行うことができないのであるから、秘密鍵で署名した上でトランザクション情報をNEMのネットワークに送信することは、正規に秘密鍵を保有する者によるNEMの取引であることの確認のために求められるものといえる。このような事情の下では、氏名不詳者が、不正に入手したAのNEMの秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、正規に秘密鍵を保有するAがNEMの取引をするものであるとの『虚偽の情報』をNEMのネットワークを構成するNISノードに与えたものというべきである」。

本判決には次のような今崎幸彦裁判官、林道晴裁判官の補足意見がある（今崎裁判官補足意見に林裁判官同調）。「NEMが不特定多数のネットワーク参加者を得て取引の対象とされているのは、NEMのシステムによる取引における静的、動的安全の確保に対し、社会の信頼があるからにほかならない。『虚偽の情報』該当性は、こうしたNEMの利用実態、ひいてはNEM等の暗号資産が社会経済において果たしている役割や重要性等の観点からの考察抜きに判断することはできないのであ

て、システム単体としての仕組みや働き等からロジカルに演繹されるものではない。……上述のようなNEMのシステムに対する社会の信頼は、正規の秘密鍵保有者が秘密鍵の管理を通じてNEMを排他的に支配することができることによって確保される。正規の秘密鍵保有者以外の者が不正な方法で秘密鍵を入手し、これで署名することは、正規の秘密鍵保有者のNEMに対する排他的支配を害し、NEMのシステムに対する社会の信頼を損なう。こうした観点も踏まえれば、不正に入手した秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、正規の秘密鍵保有者であるという意味での主体を偽ったトランザクション情報をNEMのネットワークを構成するNISノードに与えた行為と評することができるのであり、電子計算機に『虚偽の情報』を与える行為にほかならない」。

判例の解説

一 はじめに

不特定の者との間で代価の弁済に用いたり、その売買や交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる暗号資産¹⁾は、その利便性や投機的価値の点などから利用が広がりつつあるが、それに伴い、暗号資産取扱事業者からのその流出という事態も発生している。前述のように本件では、犯罪収益等收受の罪の前提犯罪としての本件移転行為の電算機詐欺罪性が主たる争点となっている。なお、NEMの流出（2018年1月発生）に関しては、流出NEMの取得につき犯罪収益等收受の疑いで31人が逮捕又は書類送検されたと報じられており²⁾、このうちXに係る以外で既に登場している諸裁判例においてもNEMの流出は電算機詐欺罪に当たるとされているが³⁾、標題判決（以下「本判決」）は最高裁として初めてこれを認める判断を示したものである⁴⁾。

二 「虚偽の情報」該当性

1 「虚偽の情報」の意義

本判決では、不正に入手した秘密鍵を用いて本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が電算機詐欺罪の

要件たる「虚偽の情報」を与えたことになるかについて、判断が示されている。

同罪における「虚偽の情報」とは、その立案担当者によれば、当該システムにおいて予定された事務処理の目的に照らしその内容が真実に反する情報であるとされる⁵⁾。判例においては、最決平18・2・14(刑集60巻2号165頁)により、窃取したクレジットカードのそれ自体は正規の番号等をインターネットを介して決済代行業者の使用する電子計算機に入力送信して財産上の利益を得た行為に電算機詐欺罪の成立が認められており、その調査官解説では本決定は、「虚偽」たるべき「情報」とは電子計算機に与えられるデータ自体ではなくそれにより実現しようとする財産的な処分に關する指示の全体及びその主体等であることを示すものと解されている⁶⁾。「虚偽の情報」性が問われたその後の裁判例では、自動改札機に係るキセル乗車、誤振込金のオンライン送金、親族間でのETCカード利用等についても電算機詐欺罪の成立が認められている⁷⁾。

学説においては、「虚偽(の情報)」性の具体的な判断基準等を巡って、電磁的記録の内容に対応する財産状態の変動を決定し、又はその変動の効果が帰属する立場にある者の利益が基準となるとする見解⁸⁾、利益の提供者の意思を基準に、記録・情報に含まれるデータ自体が真実と異なる情報と評価できるかで判断されるとする見解⁹⁾、当該システムでの事務処理の趣旨・目的に照らし、取引上重要な事実限定して判断されるとする見解¹⁰⁾、などが主張されている。

2 法廷意見

本判決の法廷意見では、①自己の管理する秘密鍵で署名しなければ(トランザクション情報の送信、その承認等がなされず)NEMの取引はできないから、②秘密鍵での署名の上でトランザクション情報をNEMのネットワークに送信することが当該鍵を正規に保有する者による取引であることの確認のために求められる、という前提のもとに、不正入手に係る秘密鍵を用いたトランザクション情報の送信は当該鍵を正規に有するAによるものであるとの「虚偽の情報」を与えたものというべきとされている。

この立論における前提部分(①②)の趣旨については、「秘密鍵による署名が求められていること自体、NEMのシステムが、署名・送信主体が

正規の秘密鍵保有者であることを前提にしたものであるという理解であろう¹¹⁾とも解されよう。ただ、それでもなお、この前提部分には論理の飛躍があるように思われる。法廷意見はそこにおいて実質的に、①NEMの取引ではその者が管理する秘密鍵を用いたトランザクション情報の送信が必要であるから、②同情報の送信というその秘密鍵を要する行為は、それを行う者が同鍵を正規に保有する者であることの確認のために求められている、としているが、取引における秘密鍵の必要性(①)は、秘密鍵の保有(使用)者が当該鍵を不正入手等によらずに正規に保有している者であることの確認となる(②)、というものではないであろう。取引時の秘密鍵の必要性は、それを保有していれば取引を行うことが可能であり、保有していなければそれは不可能である、ということ以上を意味するものではないと考えられるからである。その取引が電子計算機のネットワークを介した暗号技術に基づくという暗号通貨として、NEMはその取引の適正性を管理するような中央集権的主体をもたず¹²⁾、そのネットワークのシステム上もトランザクション情報の送信者につきその秘密鍵に係る権限や属性を認証する機構は存在しないことから、そこでは秘密鍵の保有者が暗号資産の保有者と扱われていると解されるのであって、秘密鍵の必要性は暗号技術上の必然に過ぎずその正規の保有者によることの確認のためではないと考えられよう。

3 補足意見

今崎裁判官による補足意見において「虚偽」性の判断にNEMの取引への社会の信頼が考慮されているのは、この信頼がなければその取引システム、ひいてはNEMの財産的価値も損なわれうるという趣旨であると解される。しかし、そのように「虚偽」性はシステムの仕組み等からロジカルに導かれるものではないとしても、財産という個人的法益に対する罪たる電算機詐欺罪の要件解釈の考慮要素に社会的信頼を含めることにはその弛緩を招来しないかが懸念されよう。同罪は「虚偽」情報の入力による不実の電磁的記録の創出等を手段とする財産的事務処理の趣旨・目的に反した不当な利得を規制するものであるから、「虚偽」性もその事務処理の趣旨等に照らして、その財産犯としての当罰性を充足しうる事実に関して判断されるべきことにならう。そして、このような事

実に関して、秘密鍵の使用には自己が（それを知っているのみならず正規の）保有者たる旨の情報を与えるものという行為の意味付けが可能であると解する場合には「虚偽」性が認められえようし¹³⁾、NEM については秘密鍵の保有の原因関係は問われない無因のシステムでありうることを重視する場合には「虚偽」性は認め難いこととなる¹⁴⁾。

三 その他の論点

本件第一審、控訴審では、本件移転行為の電算機詐欺罪性を争う弁護人により、「虚偽の情報」該当性以外にも次のような主張がなされていた。

1 不可罰的事後行為性

第1は、秘密鍵の不正入手は不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪又は不正指令電磁的記録供用罪（刑法168条の2第2項）に当たるところ、暗号資産では秘密鍵の保有者が暗号資産の所有者であり、本件移転行為は秘密鍵の不正入手の不可罰的事後行為であるとの旨の主張である。この主張は、これらの罪の罪質や法定刑からして、秘密鍵の不正入手行為の違法評価は本件移転行為のそれを賄えない、秘密鍵の不正入手段階ではNEMを送信しうる立場を事実上得たに過ぎない（第一審判決）、秘密鍵の不正入手後もAは当該鍵を有しており、その不正入手によりNEMの排他的使用の権限が移転し財産的価値を入手し終えたとはいえない（控訴審判決）、などとして排斥されている。

2 「電子計算機」該当性

第2は、NEMにおいて不実の電磁的記録の作出をなすのは個々のNISノードではなく全てのその集合体、即ち電子情報処理組織であり、これは電子計算機に該当しないと旨の主張である。この点、第一審判決は、ブロックチェーンの性質やNEMのネットワークに鑑みそのネットワーク全体を構成する全NISノードを電子計算機とみるのが相当であるとしたが、控訴審判決は、原判決によるそのような判断はやや適切さを欠くとして、所論のように電子計算機が単体に限られると解しても、個々のNISノードはそれぞれがサーバであるコンピュータであり独立性を有する電子計算機に当たるとして、その主張を斥けている。

●—注

- 1) 資金決済に関する法律2条5項参照。
- 2) 日本経済新聞2021年1月22日付記事 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODG21EFZ0R20C21A1000000/>) 参照。

- 3) 東京地判令3・3・24LEX/DB25590382、東京地判令3・7・8LEX/DB25590771、東京高判令4・3・22高刑速（令4）118頁等。これら以外の裁判例については、法制審議会刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会第1回会議（2022年7月27日）配布資料3参照。
- 4) 評釈として、前田雅英「判批」WLJ判例コラム324号（2024年）1頁以下、橋爪隆「判批」YOLJ-L2408005（2024年）。なお、暗号資産取扱事業者において他人が開設した口座のパスワード等を不正に入手した者が、これらを用いて、同口座から自己名義の口座に暗号資産たるビットコインを送信する旨の情報を与えて自己名義の口座の残高を増加させた事案につき、電算機詐欺罪の成立を認めた名古屋地判平31・2・6LEX/DB25562491（同罪の成否は争点とならず）を是認した名古屋高判令元・5・23LEX/DB25570279（同）に対する被告人の上告を棄却したものに、最三小決判令元・9・9LEX/DB25564294（職権判断なし）。
- 5) 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（立花書房、1988年）121頁以下〔相場純男〕。
- 6) 藤井敏明「判批」『最高裁判所判例解説刑事篇平成18年度』（法曹会、2009年）66頁以下、74頁注13。
- 7) キセル乗車につき東京地判平24・6・25判タ1384号363頁、その控訴審たる東京高判平24・10・30高刑速（平24）146頁、名古屋高判令2・11・5判時2529号111頁、誤振込につき山口地判令5・2・28LEX/DB25594479、その控訴審たる広島高判令6・6・11LEX/DB25620093、ETC利用につき大阪地判令6・5・8LEX/DB25599425。
- 8) 鈴木左斗志「電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）の諸問題」学習院37巻1号（2001年）210頁以下、229頁。
- 9) 橋爪隆「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽』性の判断について」研修786号（2013年）8頁、12頁。
- 10) 渡邊卓也「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽』性の判断」高橋則夫ほか編『野村稔先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2015年）375頁以下、内田幸隆「人はだませてもワタシはだまされない——電子計算機使用詐欺罪をめぐる諸問題」法セ738号（2016年）110頁、永井善之「コンピュータに関係する経済犯罪——電子計算機使用詐欺罪を中心に」斉藤豊治ほか編著『日中経済刑法の最新動向』（成文堂、2020年）46頁以下、なお那須翔「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽の情報』の解釈・適用」早稲田ロー17号（2024年）209頁以下。
- 11) 橋爪・前掲注4）。
- 12) 流出NEMへのタグづけなどの対応をなしたNEM.io財団もこのような主体とは解され難いと思われる。
- 13) 那須・前掲注10）228頁以下参照。
- 14) 和田俊憲「仮想通貨・暗号資産と刑法——ビットコインおよびコインチェック事件を題材に」穴沢大輔ほか編『消費社会のこれからと法——長井長信先生古稀記念』（信山社、2024年）123頁以下参照。